

# 平成21年度条件付一般競争入札の変更点

## 1. 予定価格の事後公表

一般競争入札（予定価格 1,000 万円以上）については、予定価格を事後公表とします。このことに伴い、入札執行回数は、原則として1回としますが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を1回行います。その場合は「かながわ電子入札共同システム」により開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に通知書を発行します。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができません。

## 2. 工事費内訳書の事前提出

これまでは、予定価格 2,500 万円以上の案件（単価契約を除く）について開札後に落札候補者から積算明細（工種明細表）の提出を求めておりましたが、平成21年度より、予定価格 1,000 万円以上の案件（単価契約を除く）について入札参加者全員から工事費内訳書の提出を求めます。

入札するには必ず工事費内訳書（専用の書式）を添付してください。工事費内訳書は案件ごとに専用の書式（EXCEL）を設計図書と併せてホームページからダウンロードしていただきます。

※ 入札額が工事費内訳書の工事価格と一致していない場合、その入札は無効とします。また、誤って他の案件の工事費内訳書を添付してしまうことが無いように注意してください。

## 3. 配置予定現場代理人・技術者届の事前提出

これまでは、開札後に落札候補者から配置予定技術者届の提出を求めておりましたが、平成21年度より、入札時に添付する工事費内訳書とともに提出していただきます。書式は工事費内訳書と同一ファイル（EXCEL）の別シートとします。必ず専用のものを使用してください。

配置予定技術者は原則1名としますが、同時に複数の案件に参加する場合や他団体の入札への参加状況などに配慮し、4名まで記入を可能とします。同時に複数の案件の落札候補となった場合は、入札番号順の落札決定となりますが、案件ごとに配置予定技術者の優先順位1から決定します。先の案件で配置予定技術者となった場合は、以降の案件では対象外とします。

配置できる技術者が1名しかおらず複数の案件に参加し、すべての案件に同一人物を配置予定技術者とした場合、複数の案件で落札候補になっても落札決定となった案件以降の入札については、無効の取扱いとします。

なお、単価契約などの工事費内訳書の添付が必要ない案件についても配置予定現場代理人・技術者届の提出は必要となります。内訳書の代わりに配置予定現場代理人・技術者届を入札時に添付してください。案件ごとに専用の書式（EXCEL）を設計図書と併せてホームページからダウンロードしていただきます。

※ 配置予定現場代理人・技術者届が未記入の場合、適正な技術者と認められない場合などはその入札は無効とします。

※ 変更及び取り下げは、止むを得ない事情を除き認めません。

#### 4. 最低制限価格の算出式の見直し

最低制限価格の算出式を以下のとおり、見直します。

直接工事費×9.5/10+共通仮設費×9/10+現場管理費×6/10+一般管理費×3/10

(ただし予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内とする。単位は千円止め。)

※平成20年度に採用した補正係数は廃止します。

#### 5. 工事費内訳書の公表

単価契約を除く工事について、開札後、市が積算した設計金額の工事費内訳書を公表します。内容は、原則として入札書に添付していただく工事費内訳書と同内容のものとします。

開札日の翌日からホームページ上でパスワードによりダウンロードが可能になります。パスワードについては、開札時の保留通知の理由欄に記載します。

#### 6. 設計図書の電子化

平成21年度より、全ての設計図書について、ダウンロードを可能とします。